

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当社は、道内外の事業者・クリエイター・パートナー企業と企画段階から協働し、SNS/動画/インフルエンサー施策等を通じて、取引先のブランド価値向上・集客/売上・採用等の成果創出に取り組みます。

また、取引先の課題・目的に応じて、既存の取引関係や企業規模にとらわれず、最適な連携体制（共同提案、共同制作、共同プロモーション等）を構築します。

b. IT 実装支援

当社は、発注～制作～検収～運用までの業務プロセスを標準化し、ブリーフ、素材共有、校正/確認、進行管理、成果報告等をデジタル化することで、関係者の負担軽減・手戻り削減・品質向上・納期の安定化を図ります。

加えて、取引先のデジタル活用（SNS 運用、データ活用、広告運用、EC/予約導線整備等）の実装を支援し、生産性向上と付加価値向上に貢献します。

c. 専門人材マッチング

当社は、インフルエンサー、撮影/編集、デザイン、ライティング等の専門人材を、案件の目的・体制・コンプライアンス要件に照らして適切に選定し、透明性ある条件提示（業務範囲、納期、修正条件、利用範囲等）に基づくマッチングを行います。

取引先・協力事業者双方が持続的に成長できるよう、適切な機会提供と長期的関係構築に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、制作・PR業務における条件の明確化（範囲・納期・修正・二次利用・権利）を徹底し、追加対応が発生する場合は事前に内容と対価を協議します。
また、適切な価格転嫁に配慮し、取引先・協力会社と共にサプライチェーン全体の持続的な成長を目指します。

2026年1月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

LIBERO 株式会社 代表取締役 細井 雄太
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。